

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業理念として「健康で豊かな人生をすべての人に」を掲げております。この企業理念のもとに、すべてのステークホルダーとの対話を通して中長期的な企業価値の最大化に努めてまいりました。さらにコーポレート・ガバナンスの実効性の強化を図り、その結果としての中長期的な企業価値の向上を目的として、「監査等委員会設置会社」を採用しております。今後も経営管理体制及び業務執行に対するモニタリング体制を整備し、法令遵守はもちろんのこと、ステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 株主総会における権利行使】

海外投資家の理解促進のため、招集通知等の英訳を行っております。他方、議決権の電子行使については、現時点では実施しておりませんが、今後も引き続き株主構成、海外投資家の比率を注視しつつ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則2 - 4 】

当社では、性別、国籍等にかかわらず、当社のミッションに共感し企業価値向上に貢献できる人材を採用することを方針とし、その人材の生産性が向上し意欲的に働ける環境等の整備に取り組んでおります。また、すべての社員に公正かつ平等な評価と登用の機会を設けていることから、属性毎の目標数値を設定しておりません。

【補充原則3 - 1 】

当社グループでは、「ヘルスビッグデータ」、「遠隔医療」の2つを報告セグメントとしておりますが、現時点では気候変動問題等が、直接、当社グループの事業に重大な影響を及ぼすことは想定されないため、TCFDに基づく開示等は行っておりません。

他方、気候変動問題への対処を含む環境への配慮は、持続的な国民生活、経済活動において重要な取り組みであると捉えています。さらに、当社のステークホルダーであるヨーロッパを母体とする製薬企業様の積極的な取り組みに共感し、温室効果ガス排出量の削減、文書等の電子化、省エネの徹底などの環境への配慮、環境教育と啓発といった取り組みを行っております。

また、SDGs・ESGへのその他の具体的な取り組みとして、プライバシー・データの高いセキュリティの実現、人的資本への投資等を行なっています。詳しくは、当社ウェブサイト(<https://www.jmdc.co.jp/esg/>)をご覧ください。

さらに当社特有のものとして、当社の保有する日本最大級のヘルスケアビッグデータを活用し、小児における疾患・治療の実態についての研究が困難な状況を解消するための「BIG DATA FOR CHILDREN」というプロジェクトを推進しています。

日本では、子ども向けの医薬品開発が非常に少なく、臨床現場では、オフラベルでの薬剤使用や大人用薬剤が個々の医師や薬剤師の工夫により使用されています。

疾病負荷の観点では、疾病を抱えた子どもにかかる生活負担や経済的負担など、様々な負担の詳しい調査・分析は十分行われていません。

また、子どもたちがどんな疾病にどのくらいかかり、どのくらいの通院や入院をしているか、といった基礎的な記述疫学も十分行われていません。これらの分析結果を発信し病気に苦しむ子どもたちの実態を社会に伝えることで、日本の未来をつくる子どもたちを救うきっかけづくりを行っています。

【補充原則4 - 1 】

当社グループは、指数関数的に事業機会の広がるヘルスケア領域に属しており、事業環境の変化が極めて速く中長期的な予測が困難なことから、中期経営計画の策定・公表を行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有していません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引にあたっては、取引額が軽微なものを除き取締役会の承認を得るものとし、その承認にあたっては、関連当事者取引の合理性、事業上の必要性及び取引条件の妥当性を検討することとしております。また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、当該取引継続の合理性、事業上の必要性及び取引条件の妥当性を検討し、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において決議することとしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対し必要に応じて研修等を実施しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、経営計画

当社ウェブサイト、決算説明資料、有価証券報告書等で開示しております。
(<https://www.jmdc.co.jp/ir/library/>)

(2)コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針については、本報告書1.1.に記載しています。

(3)取締役の報酬の決定方針

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。また、当社は、2022年6月13日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとし、報酬とは別に有償新株予約権を付与します。
- ・個々の取締役の基本報酬は、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとします。
- ・当社の取締役の個人別の報酬は、上記の方針に基づき、指名報酬委員会の一任にて決定します。

当該決定方針の決議に際し、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。取締役の個人別の報酬の決定を指名報酬委員会に委任する理由は、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。

(4)取締役の選解任と手続

取締役(監査等委員である取締役を含む。)の候補者選定および解任にあたっては、指名報酬委員会において選任・解任議案を検討し取締役会に意見として提案を行い、取締役会はその結果を十分に踏まえ、株主総会に議案を提出しております。

(5)取締役の選解任についての説明

取締役の選任理由につきましては、識見・人格ともに優れ、その職責を全うすることが出来る者を選任しております。また、株主総会招集通知に略歴及び選任理由を記載しています。

【補充原則4 - 1】

取締役会規程、執行役員規程及び決裁権限規程において、取締役会で決議する事項、執行役員が決裁する事項を定めております。また取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所の定める基準に準拠しております。加えて、取締役会において建設的かつ闊達な意見が期待できるような資質を備えた人物を選定しております。

【補充原則4 - 10】

取締役会の諮問機関として任意で設置している指名報酬委員会の詳細につきましては、「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

当社は、定款により取締役(監査等委員である者を除く)の員数を5名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とそれぞれ定めており、現在は取締役9名(うち、男性7名、女性2名)を選任しています。

取締役会を構成するメンバーについては、経験、知見及び能力等のバランス並びに多様性に配慮した選任を行っています。また、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。

なお、取締役会のスキル・マトリックスについては、当社ウェブサイト及び株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11】

取締役の兼任状況については株主総会招集通知及び有価証券報告書等に記載しております。なお、いずれの兼任についても、当社におけるその役割と責務を適切に果たせる状況である旨を確認しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、2024年度の実効性に関する分析および評価を実施いたしました。具体的には、取締役会の構成や運営方法、審議状況、社外役員との連携の状況など、取締役会に関連する全般的な事項について、取締役および監査等委員である取締役を対象とした調査を行い、その分析結果について取締役会での評価を行っております。なお、調査対象者から忌憚のない意見を引き出すため、匿名にてアンケート調査を実施し、調査結果の回収・集計・分析は外部機関に委託しております。

アンケートの分析の結果、当社の取締役会の実効性はおおむね確保されていることが確認されました。他方で、今後の課題として、中長期的な企業価値創出に関する検討機会拡大、取締役に対するトレーニング機会の提供拡大、内部監査部門の体制強化などの意見が出され、取締役会の機能のさらなる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。

今後も引き続き、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4 - 14】

当社の取締役は、期待される役割・責務に係る理解を深めるとともに、各人の判断において必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを原則としております。加えて、各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する研修・勉強会等の費用は、その必要性等を検討の上、費用支援を行うか否かを判断することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、以下のとおりです。

- (1)IR選任部署としてIR室を設置し、執行役員兼CFO久保田弦が管掌しております。
- (2)株主との対話において把握した意見や要望についても関連部署に連携する体制を構築しております。
- (3)アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を各四半期の決算発表後に開催しております。また、証券会社主催のカンファレンスに積極的に参加し、海外投資家向けの説明会を実施しております。加えて、当社ウェブサイト上での情報開示につき、日英同時開示が出来るよう心がけております。
- (4)対話において把握された株主の意見・懸念等については、適宜管掌役員に報告の上、適切な対応を行うことを方針としております。

(5) インサイダー情報の適切な管理に当たっては、適時開示規程及びインサイダー取引防止規程を制定し、その定めに基づく運用を行っています。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	検討状況の開示
英文開示の有無 更新	有り

該当項目に関する説明 [更新](#)

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」については、開示に向けた検討を進めております。なお当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、成長のための投資余力の確保と、株主還元の両立を意識した経営を実践することを目指しております。今後も引き続き、各事業年度の業績推移、財務状況等の経営成績を勘案しながら株主還元を検討していく方針です。また2025年3月期の親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)は9.8%、2025年3月期に実施した剰余金の配当による配当性向は14.4%となっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オムロン株式会社	35,459,000	54.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,551,000	6.96
ノーリツ鋼機株式会社	3,799,354	5.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,167,500	3.32
UBS EUROPE SE LUXEMBOURG BRANCH-UCITS CLIENTS	1,114,300	1.70
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	870,000	1.33
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY AC COUNT	831,600	1.27
JP JPMSE LUX RE MERRILL LYNCH INTERNATIONAL JP EQ CO 2	772,244	1.18
松島 陽介	565,178	0.86
野村信託銀行株式会社(投信口)	511,800	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	オムロン株式会社 (上場:東京) (コード) 6645

補足説明

オムロン株式会社(以下、「オムロン」)は、2023年10月16日付で当社普通株式に対する公開買付けにより当社株式15,000千株を取得いたしました。これによりオムロンは、当社の議決権に対する割合が50%を超えたため、その他の関係会社から、新たに当社の親会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループがオムロングループとの取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主保護の観点から当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
李 智賢	他の会社の出身者											
霜田 恒夫	他の会社の出身者											
林 南平	他の会社の出身者											
藤岡 大祐	公認会計士											
渡邊 多永子	学者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「▲」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
李 智賢		○	——	同氏は、上場企業の役員を務め国内外での経営者としての経験を有しており、また、人材コンサルティング会社及び教員としての経験からリーダー育成における幅広い見識を有しております。当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として適切な人材と判断しております。また同氏は現在、株式会社レイズパートナーズの代表取締役であります。当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
霜田 恒夫	○	○	——	同氏は、長年にわたり企業の財務経理・総務部門に従事し、財務会計に関する実務と専門性及び監査役としての豊富な経験を有しております。また、当社の常勤監査役及び常勤監査等委員を9年にわたり努め、当社グループの経営・事業内容に精通しております。係る実績を踏まえ、当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
林 南平	○	○	——	同氏は、投資運用会社における経験で培った企業経営に関する幅広い知見を有し、社外役員としての経験も豊富であります。これらの経験と知見を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいていることから業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。また同氏は現在、株式会社NHパ－トナ－ズの代表取締役であります。当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
藤岡 大祐	○	○	——	同氏は、公認会計士としての高い専門性を有し、他の上場企業及び成長企業の社外役員も務めており特にテクノロジー業界に精通しております。その専門性を活かし当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただいております。また同氏は現在、ESネクスト有限責任監査法人の理事 パートナーであります。当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

渡邊 多永子	○	○	当社と同氏の勤務する筑波大学とは共同研究の取引がありますが、同氏は共同研究に関与していないため、当社としては独立役員の要件を充足しているものと考えております。	同氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、医師としての高い専門性を活かしコンサルティング会社での業務や厚生労働行政に携わり、また、筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野の特任准教授として豊富な専門知識と見識を有しております。これらの経験と知見を活かし、当社の経営に対して中立的な立場から客観的な意見、適切な助言を行っていただくことが期待できることから、業務執行の監査等を行う適切な人材と判断しております。また同氏は現在、筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野の特任准教授ですが、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
--------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

経営管理部員2名が補助者として監査等委員を補助しておりますが、業務執行取締役から当該補助業務への関与はなく、監査等委員の活動の独立性は確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とすることを定めており、議長は独立社外取締役が務めております。指名報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員の選任・解任議案の検討及び報酬基準等の決定を行い、取締役会に意見として提案を行う仕組みを担うほか、取締役会の委任に基づき取締役の個人別の報酬等の決定を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、業績向上に対する意欲・士気向上、及び優秀な人材の確保のため、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年6月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）のみとします。個々の取締役の基本報酬は、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 基本報酬の決定手続

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。

取締役会は指名報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の額の決定方針の原案作成を委任し、取締役会に答申を行います。取締役の個人別の報酬額は、上記の方針に基づき、指名報酬委員会の一任にて決定します。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役へのサポートは、経営管理部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)
取締役9名(うち社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制とするとともに取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会における具体的な検討内容は、法令・定款に定められた事項のほか、グループ事業計画、資金調達、M & A、関連当事者取引に関する事項等の重要事項となります。
2024年度において当社は取締役会を21回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
松島 陽介	21回	21回
野口 亮	21回	21回
山元 雄太	21回	21回
竹田 誠治	21回	21回
李 智賢	21回	21回
霜田 恒夫	21回	21回
林 南平	21回	21回
藤岡 大祐	21回	21回
渡邊多永子	19回	19回

(注)渡邊多永子氏は、2024年6月25日開催の定時株主総会において、新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(監査等委員会)
当社は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、社外取締役4名で構成しており、原則月1回の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。
監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。
また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(執行役員会議)
執行役員会議は、執行役員11名(うち取締役1名)で構成され、常勤の監査等委員である取締役1名がオブザーバーとして出席し、原則月1回の定時執行役員会議を開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会議を開催しております。執行役員会議は、業務執行に関する事項について意思決定の権限を有しており、経営上の重要事項等を執行役員会議規程において付議事項として定め、審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

(指名報酬委員会)
当社は取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、構成員の過半数を監査等委員または独立社外取締役とすることを定めており、議長は独立社外取締役が務めております。指名報酬委員会は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員の選任・解任議案の検討及び報酬基準等の決定を行い、取締役会に意見として提案を行う仕組みを担うほか、取締役会の委任に基づき取締役の個人別の報酬等の決定を行っております。
2024年度において当社は指名報酬委員会を5回開催しており、個々の指名報酬委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
霜田 恒夫	5回	5回
林 南平	5回	5回
藤岡 大祐	5回	5回
松島 陽介	5回	5回
山元 雄太	5回	5回

(リスクマネジメント委員会)
当社グループにおけるリスクマネジメントを実施するための任意の機関としてリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、代表取締役を委員長とし、委員長が指名した者で構成され、常勤の監査等委員である取締役1名がオブザーバーとして出席しております。リスクマネジメント委員会は、原則年1回の定例委員会を開催するほか、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(情報セキュリティ委員会)
当社グループにおける情報セキュリティマネジメントを実施するための任意の機関として情報セキュリティ委員会を設置しております。情報セキュリティ委員会は、CISO(Chief Information Security Officer)を委員長とし、執行役員及び管理部門の各部長・室長で構成され、常勤の監査等委員で

ある取締役1名がオブザーバーとして出席しております。情報セキュリティ委員会は、原則半年に1回の定例委員会を開催するほか、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は2025年6月5日に発送しておりますが、電子提供につきましては、2025年5月30日に東京証券取引所を通じて開示しており、株主の皆様は早期にご確認いただけるよう取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使に関して、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	和文同様、2025年5月30日に東京証券取引所を通じて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を各四半期の決算発表後に開催しております。また、機関投資家からの個別取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスを通じ、海外投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRページを設置し、適時開示情報、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス経営を基本方針として健全で公正な経営体制を構築し、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えられるよう企業価値の維持・向上に努めてまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	気候変動問題への対処を含む環境への配慮は、持続的な国民生活、経済活動において重要な取り組みであると捉えています。さらに、当社のステークホルダーであるヨーロッパを母体とする製薬企業様の積極的な取り組みに共感し、温室効果ガス排出量の削減、文書等の電子化、省エネの徹底などの環境への配慮、環境教育と啓発といった取り組みを行っております。 また、SDGs・ESGへのその他の具体的な取り組みとして、プライバシー・データの高いセキュリティの実現、人的資本への投資等を行なっています。詳しくは、当社ウェブサイト(https://www.jmdc.co.jp/esg/)をご覧ください。 さらに当社特有のものとして、当社の保有する日本最大級のヘルスケアビッグデータを活用し、小児における疾患・治療の実態についての研究が困難な状況を解消するための「BIG DATA FOR CHILDREN (https://www.bigdataforchildren.jp/)」というプロジェクトを推進しています。 日本では、子ども向けの医薬品開発が非常に少なく、臨床現場では、オフラベルでの薬剤使用や大人用製剤が個々の医師や薬剤師の工夫により使用されています。 疾病負荷の観点では、疾病を抱えた子どもにかかる生活負担や経済的負担など、様々な負担の詳しい調査・分析は十分行われていません。 また、子どもたちがどんな疾病にどのくらいかかり、どのくらいの通院や入院をしているか、といった基礎的な記述疫学も十分行われていません。 これらの分析結果を発信し病気に苦しむ子どもたちの実態を社会に伝えることで、日本の未来をつくる子どもたちを救うきっかけづくりを行っています。
その他	【健康経営】 当社は、健康社会の実現を目指す企業として、従業員やその家族のさらなる健康維持・増進を図り、よりよい職場環境の創出が企業力を高める重要な要素であることを認識し、以下の活動指針に沿って健康経営を推進してきました。「健康で豊かな人生をすべての人に」というビジョンの実現に向け、社員一人ひとりが健康で豊かな生活を送ることと、それぞれのポテンシャルや専門性の発揮を両立させることで、私たちが描く未来の社会、個人と企業の持続的成長につなげていきます。 1. 社長自ら健康経営を牽引し、会社をあげて健康になることをコミットします。 2. 社員の健康に資する活動を計画し、経営会議にて進捗確認や見直しを行います。 3. 健康経営活動については、従業員と共有し、健康への取組改善へと繋げていきます。 健康経営の取組み詳細については下記をご参照ください。 https://www.jmdc.co.jp/declaration/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、現在その基本方針に基づき内部統制の整備・運用をおこなっております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範の他、取締役会規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (b) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、運用規程に基づき運用を行う。
 - (c) 社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。
 - (d) コンプライアンスに関する研修体制を整備する。
 - (e) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、当社グループを対象範囲としたリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、同様に子会社にも「リスクマネジメント委員会」等を設置しリスクに関する事項を審議する。
 - (b) 重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるために事業継続計画(BCP)及び各種マニュアルの整備を進める。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
 - (b) 当社子会社は、1ヶ月に1回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
- e. 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社を主管する部署を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、経営上の重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
 - (b) 子会社管理規程及びその他のル－ルを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。
 - (c) 当社は、親会社であるオムロン株式会社との資本業務提携契約において、当社の企業文化及び経営の独立性を最大限尊重することに合意しているため、親会社から独立した自立的な内部統制システムを整備する。
 - (d) 親会社との取引については、取引の適正性と独立性を確保する。

- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(a) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するために、人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。
(b) 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。
- h. 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告をうけた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
(a) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、当社監査等委員会に速やかに報告する。
(b) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その可能性及び事実を当社監査等委員会に速やかに報告する。
(c) 当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(d) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
(e) 前(a)号及び(b)号の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをルール化し、適切に運用する。
- i. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合(年4回程度)を継続し行う。
(b) 監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。
(c) 監査等委員会の要請に基づき、監査等委員が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ及びその特別利害関係者、株主及び取引先等は、反社会勢力との関りは一切ございません。当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

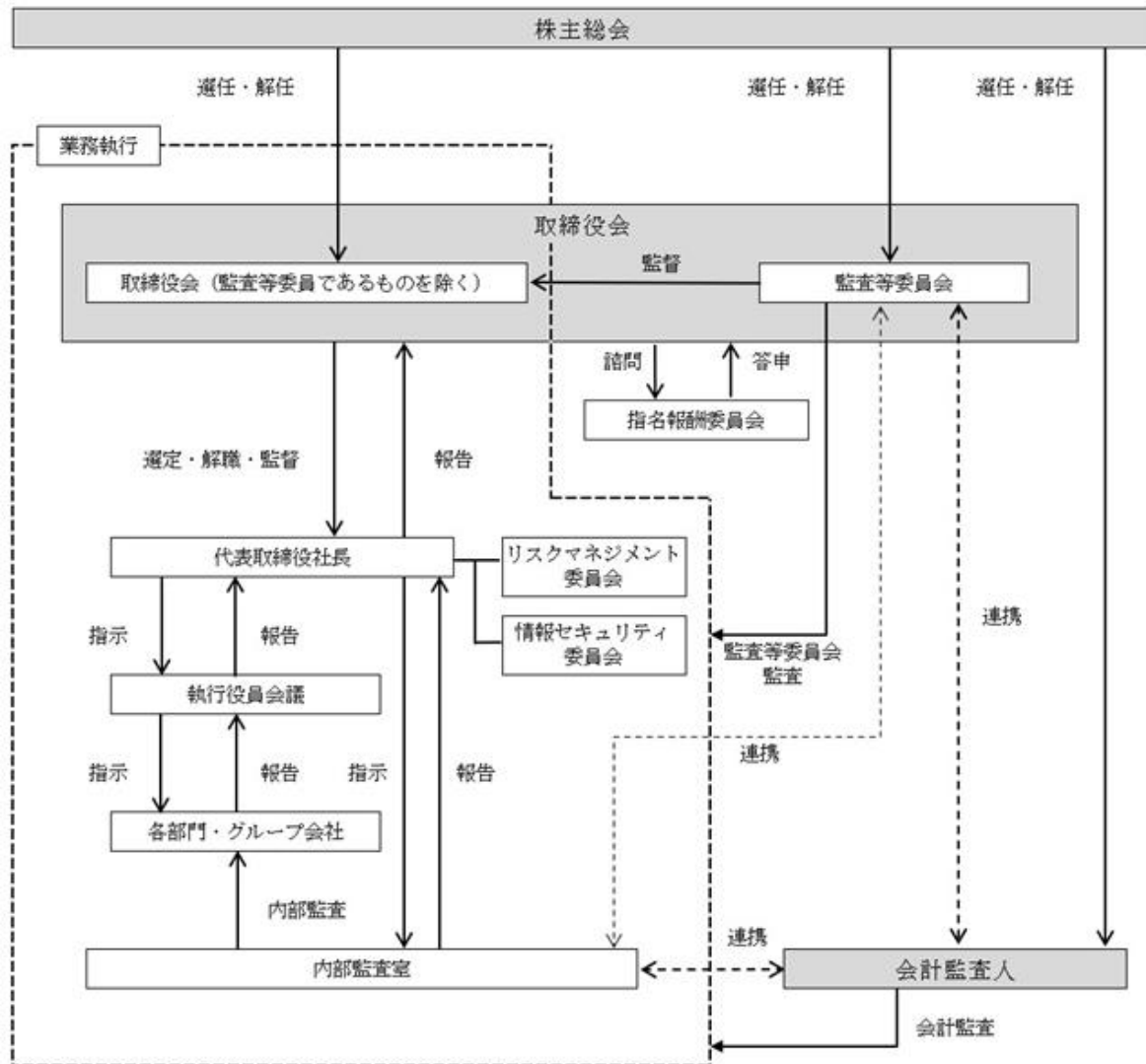
その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

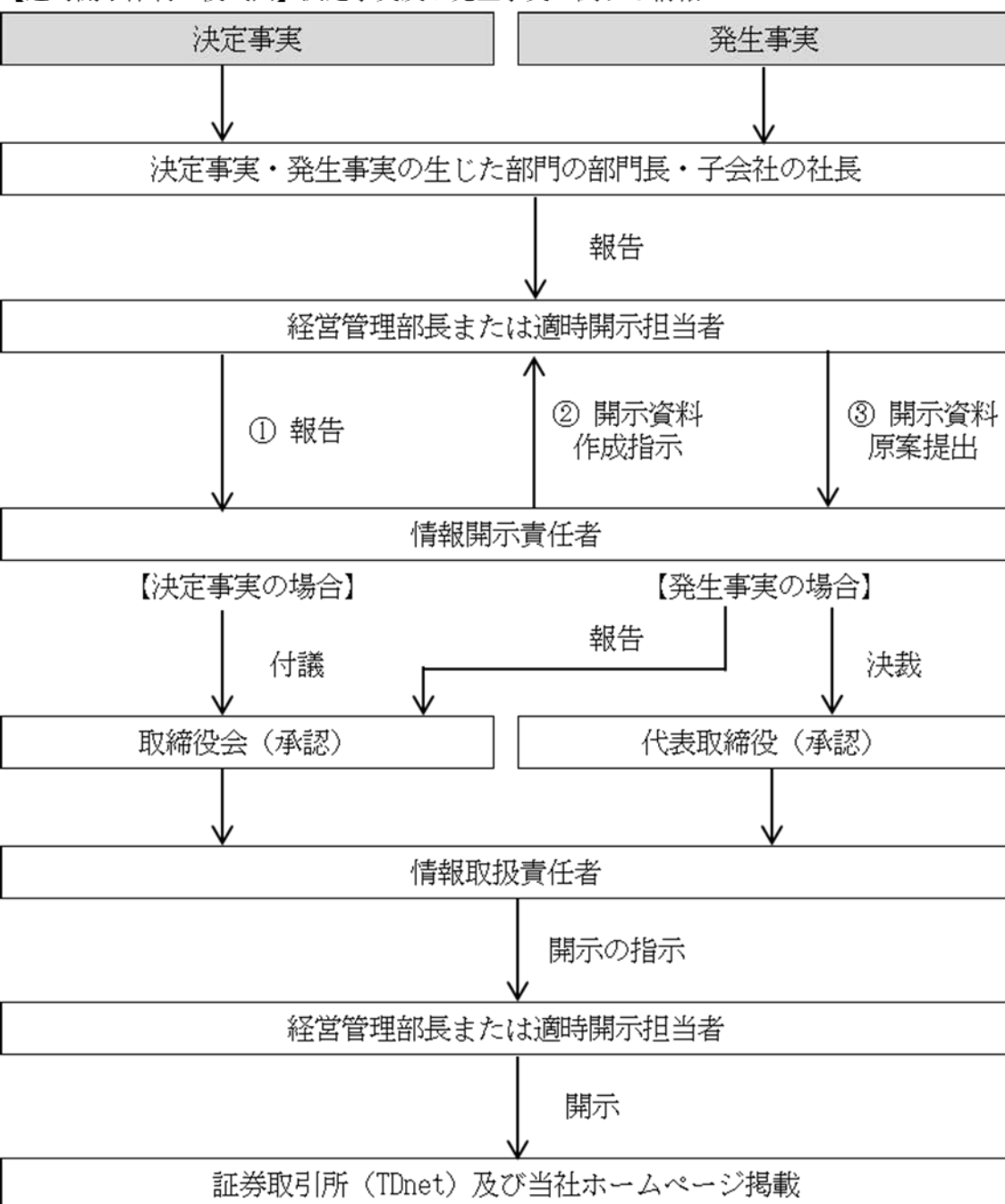
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の模式図】 決定事実及び発生事実に関する情報



【適時開示体制の模式図】 決算に関する情報

